



平成29年5月10日

各位

会社名 株式会社 U A C J
代表者名 代表取締役社長 岡田 満
(コード番号 5741 東証1部)
問合せ先 広報 I R 部長 澤地 隆
(TEL 03-6202-2654)

単元株式数の変更および株式併合並びにこれらに伴う定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第195条第1項の規定に基づき、単元株式数の変更に係る定款の一部変更について決議するとともに、平成29年6月29日開催予定の第4期定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）に株式併合について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、投資家の利便性向上を目的に、平成30年10月までに、国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、本年10月1日をもって、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。

(2) 変更の内容

単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更の条件

本件に係る定款の一部変更は、会社法の定めに従い、取締役会決議によって行うものです。ただし、この定款の一部変更は、下記2. に記載の株式併合に関する議案が本定時株主総会において可決されることを条件に、平成29年10月1日をもってその効力が生じることとしております。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

上記1. に記載のとおり、単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、単元株式数の変更後も、当社株式の売買単位あたりの価格水準について東京証券取引所が望ましいとしている投資単位（5万円以上50万円未満）の水準を維持し、また、各株主様の議決権の数に変更が生じることがないように、当社株式について10株を1株にする併合（以下、「本株式併合」といいます。）を行うことといたしました。

なお、発行可能株式総数については、株式併合の割合に応じて、現行の17億株から1億7千万株に変更することといたします。

(2) 併合の内容

- | | |
|----------------|--|
| ① 併合する株式の種類 | 普通株式 |
| ② 併合の比率 | 平成29年10月1日をもって、同年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主様ご所有の株式について、10株を1株の割合で併合いたします。 |
| ③ 併合後の発行可能株式総数 | 1億7千万株（併合前 17億株） |

④ 併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（平成29年3月31日現在）	483,281,934株
併合により減少する株式の数	434,953,741株
併合後の発行済株式総数	48,328,193株

（注）「併合により減少する株式の数」は、株式併合前の発行済株式総数に株式の併合の割合を乗じた理論値です。

⑤ 併合により減少する株主数

平成29年3月31日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

保有株式数	株主数（割合）	所有株式数（割合）
10株未満	733名（1.91%）	2,128株（0.00%）
10株以上	37,561名（98.09%）	483,279,806株（100.00%）
合計	38,294名（100.00%）	483,281,934株（100.00%）

本株式併合を行った場合、保有株式数が10株未満の株主様733名（その所有株式の合計は2,128株。平成29年3月31日現在。）が株主としての地位を失うこととなります。なお、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買取」の手続きをご利用いただくことも可能です。具体的なお手続きについては、お取引の証券会社または当社の株主名簿管理人（みずほ信託銀行㈱）までお問い合わせください。

⑥ 1株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条の定めに従い、当社が一括して売却し、または自己株式として買い取り、その代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

(3) 併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案が可決されることを条件に、平成29年10月1日をもってその効力が生じることといたします。

(4) 株式併合による影響等

株式併合により、株主様のご所有株式数は10分の1となりますが、株式併合の前後で会社の資産や資本に変わりはありませんので、株式1株当たりの資産価値は10倍となり、株式市況の変動などの他の要因を別にすれば、株主様のご所有する当社普通株式の資産価値に変動はありません。

3. 定款の一部変更

(1) 変更の目的

当社の定款は、上記2.に記載の株式併合に関する議案が本定時株主総会において可決されることを条件に、平成29年10月1日をもって、以下のとおり変更されます。

(2) 変更の内容

（注）下線は変更箇所を示します。

現行定款	変更後の定款案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は <u>17億株</u> とし、すべて普通株式とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は <u>1億7千万株</u> とし、すべて普通株式とする。
(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。

4. 主要日程

平成29年 5月10日	取締役会（単元株式数・定款変更決議、株主総会招集決議）
平成29年 6月29日（予定）	第4期定時株主総会（株式併合決議）
平成29年10月 1日（予定）	単元株式数の変更および株式併合並びに定款の一部変更の効力発生日

（ご参考）上記のとおり、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日は平成29年10月1日を予定しておりますが、株式の振替手続との関係上、東京証券取引所における株主の皆様による当社株式の売買は、同年9月27日以降、これらの効力発生を前提とする売買単位（併合後の100株）にて行われることとなります。以上

添付資料

（ご参考）単元株式数の変更および株式の併合についてのQ&A

(ご参考)

単元株式数の変更および株式の併合についてのQ&A

Q1. 単元株式数変更と株式併合の目的は何ですか。

A1. 全国証券取引所は、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上等を目的に、国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しております。当社はかかる趣旨を踏まえ、平成29年10月1日をもって、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更することといたしました。

一方、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、単元株式数の変更後も、当社株式の売買単位あたりの価格の水準を維持し、また各株主様の議決権の数に変更が生じることがないように、当社株式について10株を1株にする併合を行うことといたしました。

Q2. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。

A2. 単元株式数変更および株式併合に関する主なスケジュール（予定）は以下のとおりです。

平成29年5月10日	取締役会（単元株式数・定款変更決議、株主総会招集決議）
*平成29年6月29日	第4期定時株主総会（株式併合決議）
*平成29年9月27日	100株単位での当社株式の売買開始
*平成29年10月1日	単元株式数の変更および株式併合並びに定款の一部変更の効力発生日
*平成29年11月中旬	株主様へ株式併合割当通知発送
*平成29年12月初旬	端数処分代金の支払開始

* 平成29年6月29日に開催予定の定時株主総会において、株式の併合に関する議案が可決された場合の予定です。

Q3. 株式併合は資産価値に影響を与えないのですか。

A3. 株式併合の前後で、会社の資産や資本に変わりはありませんので、株式市況の動向等の他の要因を別にすれば、理論上は、株主様ご所有の株式の資産価値に変動はありません。

株式併合後においては、ご所有の株式数は10分の1になる一方で、1株当たりの資産価値は10倍になるからです。

【株式併合前後での株式数・資産価値のイメージ（株式市場の動向等の他の要因を除く）】

株式併合前			⇒	株式併合後		
株式数	1株当たり 純資産額	資産価値		株式数	1株当たり 純資産額	資産価値
1,000株	300円	300,000円		100株	3,000円	300,000円

Q4. 所有株式数と議決権数はどうなりますか。

A4.

【所有株式数について】

各株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成29年9月30日の最終の株主名簿に記録された株式数に10分の1を乗じた数（1に満たない端数がある場合には、これを切り捨てます。）となります。

証券会社等に株主様が開設されている口座に記録されている当社株式の数は、平成29年10月1日付けで、株式併合後の株式数に変更されます。

なお、株式併合の結果、1に満たない端数が生じた場合には、当社が一括して売却し、または自己株式として買い取り、その代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします（具体的なスケジュールはQ2.のとおりです。）。

【議決権数について】

株式併合によって、各株主様のご所有株式数は10分の1になりますが、あわせて単元株式数の変更（1,000株から100株への変更）を行うため、各株主様の議決権数は変わりません。

具体的には、株式併合および単元株式数変更の前後で、ご所有株式数および議決権数は以下のとおりとなります。

	効力発生前		⇒	効力発生後		
	所有株式数	議決権数		所有株式数	議決権数	端数株式相当分
例1	2,000株	2個		200株	2個	なし
例2	1,200株	1個		120株	1個	なし
例3	555株	なし		55株	なし	0.5株
例4	7株	なし		なし	なし	0.7株

- ・例2および例3では単元未満株式（効力発生後において、例2は20株、例3は55株）がありますので、従前と同様、ご希望により「単元未満株式の買取」制度がご利用できます。
- ・例3および例4において発生する端数株式相当分（例3は0.5株、例4は0.7株）につきましては、当社が一括して売却し、または自己株式として買い取り、その代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。
- ・例4においては、株式併合後にご所有する株式がなくなりますので、株主としての地位は失われます。

なお、株主様が口座を開設されている証券会社が複数にわたる場合は、原則として各証券会社の振替口座簿に記録された当社株式の残高に対して、株式併合の手続きがなされます。詳しくはお取引の証券会社にお問い合わせください。

Q5. 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

A5. 特段のお手続きの必要はございません。

Q6. 1株未満の端数が生じないようにする方法はありますか。

A6. 株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買取」をご請求いただくことにより、1株未満の端数が生じないようにすることも可能です。

なお、「単元未満株式の買取」のお申し出は、お取引の証券会社において受け付けております。証券会社に口座を作られていない株主様は、後記株主名簿管理人までお問い合わせください。

単元株式数の変更および株式併合に関しご不明な点は、お取引の証券会社または下記株主名簿管理人までお問い合わせください。

株主名簿管理人：みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

電話番号：0120-288-324（フリーダイヤル）

受付時間：午前9時から午後5時まで（平日）

以上